

合同会社塩屋百年舎定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社塩屋百年舎と称し、英文では、Shioya Hyakunen-sha Co. Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸借、あっせんならびに管理運営業務
2. 駐車場の管理運営業務
3. 各種イベントの企画、運営および受託業務
4. 商業振興にかかる企画、調査、研究、およびコンサルティング
5. 食料品、衣料品、スポーツ用品、観光土産品、日用品、雑貨、美術工芸品、酒類、タバコの小売販売および輸出入
6. 飲食店の経営と受託、委託業務
7. 映画館、劇場、カルチャーセンターの経営と受託、委託業務
8. 広告、損害保険、生命保険の代理業務
9. 前各号に掲げる事業に付帯または関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当社は主たる事務所を神戸市垂水区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社は、電子公告を行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 社員の氏名および住所、出資の目的ならびに価額は後記の別表のとおりである。

(別表略)

(社員の責任)

第6条 当社の社員は、その全部を有限責任社員とする。

(持分譲渡の制限)

第7条 社員は、その持分の全部又は一部を譲渡する場合には、業務執行社員全員の承諾を要する。

第3章 業務執行及び代表権

(業務の執行)

- 第8条 当会社において業務を執行する社員は、定款によりこれを定める。
- 2 事故または病気等により、業務執行社員に業務を執行することが困難な状況が生じた場合は、他の業務執行社員全員の合意により、その業務執行社員の地位を解任することができる。

(報告義務)

- 第9条 業務執行社員は、他の社員の請求があるときは、いつでも、その業務の執行の状況を報告しなければならない。

(業務を執行する社員)

- 第10条 当会社の業務執行社員は、次のとおりとする。
- 社員 森本 デュルトアドリアン安理
社員 信森 徹
社員 増田 博正

(代表社員)

- 第11条 当会社の代表社員は、業務執行社員の互選により、これを定める。

第4章 社員の入社及び退社

(社員の加入)

- 第12条 新たに社員を加入させる場合は、業務執行社員全員の同意によって、定款を変更しなければならない。

(新加入社員の責任)

- 第13条 当会社の設立後に加入した社員は、その加入前に生じた会社の債務についても責任を負う。

(任意退社)

- 第14条 社員は、入社日より5年間は任意退社をすることができない。
- 2 入社の日より5年を経過した社員は、退社の6ヶ月前までに予告をしていた場合に限り、事業年度の終了の時に退社をすることができる。
- 3 前各号の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各社員はいつでも退社することができる。

第5章 計算

(事業年度)

- 第15条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から、翌年6月30日までとする。

(損益の分配)

第16条 当会社における各社員の損益分配は、業務執行社員全員の同意によりこれを定める。

第6章 清算

(残余財産の分配)

第17条 残余財産は、各社員の出資額に応じて分配する。

第7章 付則

(定款の変更)

第18条 本定款の変更は、業務執行社員全員の同意によってこれを行う。

(定款に定めのない事項)

第19条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。